

令和 8 年第 2 回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和 8 年 2 月 2 5 日 (水)
- 2 招集場所 市役所北庁舎 5 階 5 0 2 会議室
- 3 出席委員等 教育長 市岡 良庸 委員 小野 聡子
委員 高田 彩 委員 大井 知教
委員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 柴田 光起
理事兼学校教育監 石田 隆幸
生涯学習課長 松田 直樹
文化財課長 武田 健市
学校給食センター所長 槻田 光吉
参事兼教育総務課長補佐 古関 義信
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後 5 時 4 5 分
- 9 議事日程
 - 日程第 1 前回議事録の承認について
 - 日程第 2 議事録署名委員の指名について
 - 日程第 3 諸般の報告
事務事業等の報告
 - 日程第 4 議 事
 - (1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和 7 年度山王
報告第 2 号 小学校校舎長寿命化改良等(建築)工事(第
3 期))
 - (2) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和 7 年度多賀
報告第 3 号 城市一般会計補正予算(第 7 号))
 - (3) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和 8 年度多賀
報告第 3 号 城市一般会計予算)
 - (4) 議案第 3 号 令和 8 年度多賀城市教育基本方針及び重点
目標について

(5) 議案第4号 令和7年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について

日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和8年第1回定例会及び令和8年第1回臨時会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。事務局。

鈴木主査

小野委員から第1回定例会議事録訂正の依頼を事前に伺っていましたので、ご報告します。

6ページ、小野委員の発言の中段「午前から開始し、教職を食べて行っており、」を「午前中から開始し、授業参観等の後に給食を食べて午後に会議を行っており、」に、次の段の「または午前というところがあつて」を「または午前に行っていました」に、次の行の「当日から説明をうけて」を「当日説明を受けて」に、次の行の「自治体が2つありました。」を「自治体がありました。」に、続く「日程が何かもう決まっているところでした。」を「日程が年度当初に決まっている自治体もありました。」に修正願います。

続きまして、13ページ小野委員の発言の2～3行目「自分の知りたいことや自分の能力を伸ばしたいということを、環境が」「自分の知りたいことを追及したり、自分の能力をのばしたりできる環境が」に修正願います。以上です。

教育長

そのように修正をお願いします。他にございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、高田委員、小野委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

令和8年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係です。

1月23日、「令和7年度第2回総合教育会議」が開催され、教育長及び教育委員が出席しました。

2月3日から3月6日まで32日間の会期日程で、「令和8年第1回多賀城市議会定例会」が開催されています。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします、「令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等(建築)工事(第3期)」、「令和7年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)」及び「令和8年度多賀城市一般会計予算」について、本会議及び予算特別委員会で審議されています。

一般質問は、2月16日及び17日に行われ、教育委員会関係は6名から7件の質問が通告されました。回答要旨は別紙のとおりです。

2月3日、「令和7年度市町村教育委員会新任委員等実務研修会」が仙台市で開催され、星山委員が出席しました。

2月3日、「令和7年度宮城県市町村教育委員・教育長研修会」が仙台市で開催され、小野委員、星山委員が出席しました。

2月4日、「令和7年度第2回学校給食センター運営審議会」を開催し、「学校給食センターでの各種取組について」を報告しました。

2月4日、「令和7年度多賀城市教育功績者等表彰式」を市役所で開催し、個人59名と5団体の方々に表彰状を授与しました。

2月12日、第1回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」等について、原案の通り可決しました。

続いて生涯学習課関係です。

2月4日、青少年健全育成多賀城市民会議主催の「令和7年度多賀城市青少年善行者表彰式」が市役所で開催され、個人15名の方々に表彰状が授与されました。

2月7日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「第21回ゆめ大会」が文化センターで開催され、市内小中学校の代表者が「未来のゆめ」について発表しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから6ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

2月14日、「はまぐりでお雛さま」を史遊館で開催し、13組延べ18人が参加しました。

2月15日、特別史跡多賀城跡周辺まちづくり協議会設立総会が市川地区の陸奥奏社宮で開催され、教育長が出席しました。

令和8年2月25日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。小野委員。

小野委員

2ページの文化財関係の特別史跡多賀城跡周辺まちづくり協議会設立総会について、今後どのような内容で進めていくのかを教えてくださいと思います。

文化財課長

こちらのまちづくり協議会ですが、現在の市川地区、多賀城跡がある地区になります。だいぶ整備が進みまして、新たなまちづくりをどうするかというところで地区の方々と一緒に今、いろいろな興味や考え方について、勉強会をしたりし

ていたところでは。

地区の方々が自分たちでいろいろまちづくりのことを考えて進めていきたいと機運が高まったところで、協議会が設立したというところになります。

ただ、どうしても一度に大きなことをするということが、ここは実際にはできないところもありますので少しずつ、まずは地区の方々が参加できるイベントや、自分たちの事業を小さいところから実施していきながら、将来的におそらく政庁復元なども見据えていると思います。地区の中でできることを少しずつ取り組み、活動を広めて、地区の発展やにぎわいの創出につなげていけばと思います。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

他にありますか。大井委員。

大井委員

6 ページの健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」は、どちらが委託する側か、される側になりますか。

生涯学習課長

これは健康長寿課から委託されている事業です。健康長寿課が多賀城市民スポーツクラブに事業を委託し、スポーツクラブが主管となって総合体育館等の会場で実施したという流れとなります。

大井委員

はい、わかりました。

教育長

他にありますか。大井委員。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和7年度山王小学校校舎長寿 報告第2号 命化改良等（建築）工事（第3期））

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第2号「臨時代理の報告について（令和7年度山王小学校校舎長寿命改良等（建築）工事（第3期））」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

臨時代理事務報告第2号についてご説明いたします。

7ページをお願いします。こちらは、教育長において臨時代議の報告をするものです。

9ページをお願いします。こちらは、令和8年1月20日付で、市長より法の規定に基づき議会に提出する工事請求変更契約の締結に関する議案、令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期）について意見を求められたものです。

8ページの臨時代理事務をご覧ください。当該議案に関しては、記載のとおり意義がない旨を回答しています。

議会に提出した議案の内容についてご説明します。11ページをお願いします。記載のとおり、山王小学校の校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期）について、項番2に記載のとおり、設計変更による増額が生じたことによる変更契約について、議会より承認されたものです。変更理由について説明しますので、13ページをお願いします。

項番5の変更理由として、外壁及び外壁及び内壁のコンクリート躯体に係る詳細調査の結果、クラックが当初予定より多く確認され、また外壁タイルの一部に損傷が確認されたことから、外壁及び内壁の補修箇所を増工するものです。

もう1つは、給食配送車や児童の通行時の安全性を考慮し、校舎北東側のアスファルト舗装の補修について、本工事において実施することとしたものです。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第2号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第2号について、承認いたします。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和7年度多賀城市一般会計補正報告第3号 正予算（第7号））

教育長

次に、臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について（令和7年度多賀城市一般会計補正予算（第7号））」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

臨時代理事務報告第3号についてご説明いたします。

17ページをお願いします。

令和8年1月26日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から第1回市議会定例会に提出する令和7年度一般会計補正予算議案第7号の作成にあたり、意見を求められ、臨時により回答したもののについて、報告をするものです。

16ページの臨時代理書をご覧ください。これは、令和7年度一般会計補正予算（第7号）について、異議がない旨を回答しております。

別冊の臨時代理事務報告第3号関係資料「一般会計補正予算書」の1ページをお願いいたします。

第1条ですが、補正予算総額は教育委員会に係る分を含め、歳入歳出予算額の9,265万9千円を減額し、総額307億7,221万5千円とするものです。

4ページをお願いします。太枠で囲まれた、教育費の歳出補正額で、8,703万3千円の減額の予算計上となっております。

それでは、詳細についてご説明します。

次のページをお願いします。第2表繰越明許費の補正についてです。

これは、市の会計予算は、単年度主義となっていることから、当該年度で予算

計上し、執行予定となっていた事業について、翌年度に繰り越す必要が生じた場合は、予め市議会にこれを説明し承認を得ることとなっているものです。

10款 教育費の一段目、学校施設維持管理事業〔小学校〕で283万8千円の繰越は、児童が使用している机・椅子について、経年劣化により交換が必要となり、年度内に購入予定でしたが、メーカーや販売店が在庫を抱えておらず、年度内での納品が見込めなくなったことから繰越しをするものです。5月納品を予定しています。

つぎに学校環境整備事業小学校の5, 552万2千円の繰越は、多賀城小学校のエアコン設置工事について、国の第1次補正予算の補助確定の遅延に伴い事業開始が遅れたことから繰越しをするものです。また、多賀城八幡小学校の特別支援教室へのエアコン設置について、年度内の完成が見込まれないことから繰越しをするものです。いずれも工事の完了は令和8年8月末を予定しております。

次に学校環境整備事業〔山王小学校〕の6億5,049万4千円の繰越は、山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事第3期について、年度内の工事完了が見込めないことから、繰越しをするものです。工事の完了は令和8年8月末を予定しております。

次に学校施設維持管理事業〔中学校〕で177万4千円の繰越は、生徒が使用している机・椅子について、小学校同様、年度内での納品が見込めなくなったことから繰越しをするものです。

次に、10款3項 学校環境整備事業〔中学校〕で511万5千円の繰越は、エアコンの多賀城中学校特別支援教室への設置及び東豊中学校サポートルームの機器更新につきまして、令和7年度の完成が見込まれないことから繰越しをするものです。なお、事業の完了は令和8年8月末を予定しています。いずれも工事の完了は令和7年8月末を予定しております。

次の4項 社会教育費で、特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業で296万3千円の繰越は、保存活用計画策定委員会での意見集約及び関係機関との協議に多くの時間を要していることから、年度内の事業完了が困難となったことから繰越しをするものです。事業の完了は令和8年9月末を予定しています。

右側7ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正についてです。市の会計予算は、先ほどご説明いたしましたとおり、単年度主義となっており、複数年にまたがる事業や、翌年度事業に関する事務について、前年度に契約手続きを要するものについては、債務負担額を設定し市議会に説明し承認を得る必要があるものです。

それでは、太枠で囲まれた内容についてご説明いたします。

はじめに学校給食調理等業務委託ですが、これは、現行の契約では、賃金積算が宮城県の最低賃金を下回っているため、現行事業者からの協議に基づき委託料を増額するに当たり、令和8年度から令和10年度までを期間とする債務負担行為について、限度額を632万6,000円とする追加補正をするものです

続いて、単年度契約事務に係る各種業務委託等に変更後の額を11億2,497万4千円とありますが、この中には、教育委員会の各課の保守点検業務等に係る限度額の設定が含まれております。

それでは、12、13ページをお願いします。

まず歳入予算について説明します。

15款2項1目 教育費国庫補助金で、170万円の減額補正をするものです。こちらにつきましては、右側のページの欄にありますとおり、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の確定に伴う減額です。

次に、14、15ページをお願いします。

17款2項1目 物品売払収入で1,413万7千円の減額補正です。説明欄1、学校給食費徴収金で同額の減額補正は、年度末までの給食提供数の実績見込みに合わせて小中学校それぞれ減額補正をするものです。

18、19ページをお願いします。21款4項4目 教育費受託事業収入で3,850万円の減額補正をするものです。

説明欄 埋蔵文化財調査センターの1埋蔵文化財発掘調査受託の3,850万円の減額は、宅地造成工事の見直し等により、調査範囲が縮小したことから、減額補正を行うものです。

次のページをお願いします。4目 教育債で530万円の減額補正をするものです。

まず、説明欄 文化財課の1文化財整備活用事業債で150万円の減額補正をするもので、特別史跡多賀城跡復元整備事業の事業費減額に伴い補正するものです。

次に、学校給食センターの1脱炭素化推進事業債で380万円の減額補正をするもので、学校給食センター運営事業の事業費減額に伴い補正するものです。

次に歳出の説明をします。次のページをお願いします。

10款4項4目 文化財保護費で600万円の減額補正をするものです。

説明欄 1特別史跡多賀城跡復元整備事業の14節 工事請負費の600万円の減額補正ですが、多賀城南門周辺植栽等工事、多賀城南門周辺張芝工事、多賀城跡南門周辺水道管撤去工事における工事請負費の執行見込み額の精査に伴い、減額補正するものです。

次に6目 埋蔵文化財調査事業〔受託〕（埋蔵文化財調査センター）（文化財課長）のうち、埋蔵文化財調査センター費で3,772万8,000円の減額補正をするものです。

説明欄1 埋蔵文化財調査事業〔受託〕の3,850万円の減額は、当初予定していた発掘調査が、その原因となる宅地造成工事の取り止めや、開発規模の縮小により、調査が中止または縮小となったことに伴い、減額するものです。

次のページをお願いします。

説明欄2 埋蔵文化財調査センター体験館管理運営事業の77万2,000円の増額につきましては、体験館の自動ドアの部品交換や空調設備の集中コントローラーの修繕に要する経費を計上するものです。

続きまして、5項1目 保健体育総務費で236万2000円を減額補正するものです。説明欄 社会体育施設等管理運営事業で10節需用費の修繕料の236万2000円の減額は、総合体育館のトイレ修繕が完了し、事業費が確定したことに伴い減額するものです。

続きまして、5項2目 学校給食管理費で、1,846万2千円を減額補正するものです。うち、説明欄1 学校給食センター運営事業の412万3千円の減額補正は、給食センター内の照明機器のLED化更新工事の事業費確定に伴い、減額するものです。

続きまして、説明欄2の学校給食調理事業の1,433万9千円の減額補正は、各学校における給食提供回数の実績見込み等に合わせて減額補正をするものです。

歳出予算については、以上となります。

以上で、臨時代理事務報告第3号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。小野委員。

小野委員

6ページの繰越明許費補正の学校環境設備事業〔小学校〕〔中学校〕のエアコン設置が8月末までにとのことですが、夏の間、暑いときは使用できないということなのででしょうか。

次長

学級の増設等に伴う多賀城八幡小学校の特別支援教室、多賀城中学校の特別支

援教室、それから東豊中学校のサポートルールの機器更新、これらの工事につきましては期限を8月末としています。おそらく6月末頃には完成するのではないかと考えています。

なお、多賀城小学校のエアコン設置工事につきましては職員室のエアコン系統がたびたび故障しています。こちらは大規模な工事になるものですから、8月末になる見込みです。なお、現在は稼働している状況です。故障はありますけど動いているということで、引き続き夏まで稼働すればいいなと考えています。

万が一停止したときには、市教委にスポットクーラーがありますので、そちらを利用する予定です。

小野委員

ご説明ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第3号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議がないものと認め、臨時代理事務報告第3号について、承認いたします。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和8年度多賀城市一般会計予 報告第4号 予算）

教育長

次に、臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について（令和8年度多賀城市一般会計予算）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

19ページをお願いします。臨時代理の報告であります。

続いて21ページをお願いします。

これは、1月26日付けで、令和8年度多賀城市一般会計予算について、市長よ

り、法の規定に基づき、意見を求められたことから、20ページの臨時代理書にありますとおり、1月26日付けで、異議ない旨を回答いたしましたので報告するものです。

それでは、令和8年度一般会計予算の詳細について、ご説明いたしますので、別冊の臨時代理事務報告第4号関係資料及び関係資料2をお手元にご用意願います。

はじめに、一般会計予算書の1ページをお開きください。

ここでは、第1条についてのみご説明いたします。令和8年度予算の事業規模についての説明です。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ305億600万円とするものです。これは、前年度当初予算総額が、304億5,000万円であったことから、5,600万円増、対前年比0.2%増となっております。

次のページをお願いします。こちらは、歳入予算の内訳を示したものです。

次のページをお願いします。こちらは、歳出予算の内訳を示したもので、5ページの太枠で囲んだところが、教育費全体の歳出予算額を示したものです。

全体で、45億3,244万7千円となっており、前年度当初予算総額が、43億6469万8千円であったことから、1億6,774万9千円の増、対前年比3.8%の増となっております。これは、学校ICT整備事業による増が主な要因となるものです。

それでは、教育委員会所管の歳出・歳入予算の詳細について、ご説明いたします。なお、説明に当たりましては、市議会に対する説明と同様に、計上する予算のうち、重点的取り組み事業に特化し、当該資料とそれから総合計画実施計画書を用いて、各担当課長等からご説明いたします。

なお、歳入予算の説明につきましては、歳出予算の説明の中で、補足的に説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきますので、ご承知ください。

それでは、同じ資料の52ページ、53ページと、関係資料2実施計画書の5ページをお開きください。

学校教育監

それでは関係資料の53ページ、教育総務課の説明欄1、学校教育支援事業小学校についてご説明します。

こちらは市内小学校に配置する特別教育支援員や学習指導支援員等の会計年度任用職員の報酬職員手当や共済費、旅費等のほか、医療的ケア時に対応するための看護師派遣業務委託料、また特別支援教育支援システムの導入によるパソコン等の貸出料にかかる経費が主なものです。それでは事業の詳細につきまして、関

係資料2の5ページをお開きください。実施計画の5ページです。

意図及び手段ですが、意図については、各種支援員等の活用により、一人一人の特性に応じたきめ細かい学習支援を行うことにより、充実した学校生活を送ることができていますとしています。手段ですが特別支援教育支援員をはじめとする各種支援員の継続的な配置に加え、医療的ケアを必要とする児童に対応する看護師の配置、特別支援教育支援システムを活用した個別支援計画の作成等を実施しています。

なお財源については、理科支援員の配置に係る費用については、理科教育設備整備費等補助金が、そして医療ケアを必要とする児童に対応する看護師配置等の費用については、教育支援体制整備事業費補助金が措置されます。

次長

それでは次に関係資料の49ページ、関係資料2の10ページをお願いします。

49ページ中段、5の小学校環境整備事業〔山王小学校〕です。山王小学校の長寿命化等工事に伴う仮設校舎の借り上げや工事終了による解体、その後の外構整備工事のための経費です。

事業の詳細は資料2の10ページで説明します。中段の意図および手段の欄をご覧ください。意図は、教育環境を適切に維持管理することにより、子どもたちが安心して楽しく快適に学ぶことができる環境が保たれ、心豊かに学び育つことです。手段として令和8年度の主な内容は、今年度から継続して行っている第3期工事を夏休みまでに終了し、引き続き仮設校舎の解体、防球ネットの改修や舗装工事等の外構工事を実施します。財源は公共施設等総合管理基金繰入金となります。

次に関係資料の53ページをお願いします。学校ICT整備事業です。関係資料2は11ページをお願いします。学校ICT整備事業〔小学校〕ですが、これは学習用情報機器にかかる需要費や教育情報基盤を再構築するための業務になります。来年度から新たに始まる地域おこし協力隊を運営するための委託費等にかかる経費です。詳細の説明は後ほど、学校ICT整備事業〔中学校〕と併せて行いますので、よろしくをお願いします。

学校教育監

関係資料55ページ、関係資料2は6ページをお願いします。

55ページの中段、教育総務課説明欄1、学校教育支援事業〔中学校〕について

てご説明します。こちらは市内中学校に配置する特別教育支援員や部活動指導員等の会計年度任用職員にかかる報酬、職員手当や教材費、旅費等のほか、特別支援教育支援システムの導入によるパソコン等借上等に係る経費が主なものです。

関係資料2の6ページをご覧ください。意図及び手段ですが、こちらは小学校と同様の内容になっています。なお、部活動指導員の配置にかかる費用については、地方スポーツ振興費補助金、中学校における部活動指導員の配置支援事業が措置されます。

次長

それでは関係資料の61ページ、関係資料2は12ページをお願いします。

61ページの中段、学校ICT整備事業〔中学校〕ですが、小学校と同様、学校ICT計画に基づき、学習用情報機器にかかる需用費や教育基盤を再構築するための業務委託費、地域おこし協力隊を運営するための委託費等にかかる経費です。

関係資料2の12ページをお願いします。意図及び手段をご覧ください。意図はICTを活用して、生徒が情報化社会に主体的に教育環境が主体的に取り組む教育環境が整うことにより、子どもたちが地域社会で豊かに生きるための学びを得て、希望を持つことができている、としています。

手段として令和8年度の主な内容は生徒及び教職員の学習用端末の構築、教育基盤の再構築として、校務系及び学習ネットワークの統合及び回線速度の状況、次世代校務システムの導入等を行います。また、地域おこし協力隊を新規任用し、本市のICT支援員と連携して、教職員のICT活用能力や指導力向上と隊員の活動成果を高めて、定住定着を促進し、地域の持続的な発展に貢献することを目的としています。どちらも財源は公立学校情報機器活用支援体制整備事業補助金、公立学校情報機器整備事業費補助金、デジタル活用推進事業債及び多賀城みらい基金繰入金です。

生涯学習課長

関係資料65ページをお願いします。中段説明欄の7文化芸術振興団体等補助事業ですが、これは本市の文化芸術振興のために活動している3つの団体に対して補助を行うものです。前年度と比較しまして167万7千円の増額となっていますが、その主な理由としては、多賀城駅前で開催していた史都多賀城万葉まつりを多賀城南門周辺に会場を変更し、規模が拡大することにより、会場設営費やテント等の賃借にかかる費用の増加によるものです。財源は一般財源となりま

す。

次に同ページの下段説明欄9、文化センター管理運営事業です。これは文化センター指定管理料を含む設備等の修繕や更新を行う事業です。前年度と比較しまして、委託料が2,615万5千円の増額となっています。主な理由としては、文化センター開館と同時に購入したスタンウェイのグランドピアノのオーバーホールを含むピアノ2台の修繕と高圧電気設備の更新を実施することによるものです。こちらも財源は一般財源となります。

文化財課長

それでは関係資料の69ページをご覧ください。中段、文化財課の説明欄1、文化財保護管理事業につきましては、文化財を適正に保存管理することにより、後世にその価値が引き継がれることを意図して、主に会計年度任用職員による史跡の管理業務、指定文化財の除草業務委託、松くい虫被害対策樹幹注入業務委託、特別史跡公衆便所清掃等業務委託等、史跡内の維持管理等を実施しています。

令和8年度におきましては、例年の事業に加えて、10節、事業費の印刷製本費で、特別史跡パンフレットの多言語化を行い、インバウンド観光に対応すること。14節、工事請負費で、あやめ園側から多賀城南門へ至る付近の側溝の安全対策を実施すること。17節、備品購入費で除草作業の効率化を図るために、乗用式とラジコン式の草刈り機を購入することにしています。

財源につきましては、史跡内にあります国有財産の管理に補助率、国5分の4の指定文化財管理補助金、松くい虫防除事業に補助率、県2分の1の市町村振興総合補助金、ほか多賀城南門等復元事業等、基金繰入金及び一般財源となります。

次に資料の73ページをご覧ください。一番下の説明欄の5埋蔵文化財調査事業[受託]につきましては、開発行為が行われる箇所の埋蔵文化財を適切に保存することを意図して実施しているものです。令和8年度は東北学院大学工学部跡地で計画されています造成工事に伴う発掘調査ほか、3件の宅地造成に伴う調査を見込んでいます。

75ページをご覧ください。説明欄1報酬の4、247万8千円は、会計年度任用職員の報酬です。このうち週30時間勤務は、発掘現場で作業を行う発掘作業員です。週30時間未満勤務は出土品を整備する遺物整備の報酬です。11節役務費の1億1,867万8千円は、シルバー人材センターに依頼する発掘作業員の派遣手数料です。13節使用料及び賃借料の3、356万9千円は、調査に

必要な休憩用プレハブの借り上げ、表土を掘削する際に必要となる重機の借り上げ、発見した遺構を記録するための測量機材の借り上げ等となっています。財源につきましては、民間の開発工に伴う発掘調査ですので、開発事業者に負担いただくものとなっています。

次長

関係資料 81 ページをお願いします。下段の説明欄 3 学校給食調理事業は、市内小中学校 10 校の児童生徒に対し、安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供するための経費です。12 節委託料のうち、食材発注業務委託料 4 億 71 万 2 千円についてです。物価高騰により、食材費が高騰していることから保護者負担の軽減と栄養価維持を図るため、各種財源を使って給食費の増額分を負担する内容になっています。

給食費については、現在小学校が 398 円、中学校は 484 円として、令和 7 年 11 月に額を改定して、この額で実施しています。令和 8 年度も給食費の額は変わりませんが、小学校分については国の予算が入りまして、保護者の負担に変更があります。具体的には小学校の給食費 1 食当たり 398 円のうち、国からの交付金が 310.9 円です。不足分を、物価高騰対策の交付金で 87.1 円を投じまして、令和 8 年度、小学校は保護者負担なしで給食を実施いたします。

次に中学校ですが、給食費 1 食当たり 484 円のうち、保護者負担が 348 円となります。不足分については、物価高騰対策交付金 138 円ということで中学校は国からの交付がありませんので、引き続き保護者から給食費の一部を頂戴した上で、不足分については物価高騰対策交付金を充てるというものです。

歳出予算の説明については以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。小野委員。

小野委員

文化財課に係る予算は、今年度は教育委員会が所管ですが、市長部局へ移管となる来年度については、どのように整理されているのでしょうか。

文化財課長

来年度の 4 月から文化財課は、企画経営部に移管されます。ただ、予算の科目としましては、引き続き 10 款教育費の中で計上していくことになります。

小野委員

分かりました。

教育長

他にございますか。星山委員。

星山委員

関係資料2の12ページ、学校ICT整備事業[中学校]です。活動指標D教育用パソコン配備台数で、8、9年度が1,856台、10年度が倍の3,755台とあります。前ページの小学校では、8,9,10年度と同じ台数です。これはどういうことでしょうか。

次長

10年度の3,755台は誤りです。正しくは1,856台です。ご指摘ありがとうございます。

星山委員

はい、ありがとうございます。もう1点伺います。関係資料の81ページで説明いただいた給食費の件です。令和8年度4月から仙台市、大崎市、名取市が給食費無償化との報道がありました。多賀城市はまだなのかと思っていたのですが、結果として小学校は無償化ということよろしいでしょうか。

次長

令和8年度については保護者負担がなくなるということになります。

星山委員

国からの補助は単年度なのでしょうか。それとも継続されるのでしょうか。

次長

国からの交付金につきましては、継続して一人1か月あたり5,200円ということで、年間5万7,400円が国の交付金として継続する予定です。ただし、物価高騰対策交付金というものについては、継続するかどうかは分かりません。先ほどご説明しました国の交付金1食あたり310.9円については、引き

続き国からの予算措置があるものと思いますが、本市の給食398円ですので、その不足分について、令和9年度は改めてどうするかを検討していくことになります。令和8年度は保護者の負担はない形での実施です。

教育長

他自治体は無償化ですが、多賀城市は保護者負担がないということになります。

星山委員

ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。大井委員。

大井委員

学校教育支援事業[小学校]で、医療的ケアを必要とする児童が恐らくいると思いますが、配置する看護師は決定したのですか。

次長

引き続き今年度看護師の派遣で委託した事業者との児童との関係性が良好ということで、引き続きその事業者をお願いする予定です。

大井委員

よろしく申し上げます。

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

関係資料2の5ページ、学校教育支援事業[小学校]、昨年度、特別支援教育支援員の勤務時間を長くして、それで人数を減らしますということをお聞きしました。その結果を教えてください。

次長

小野委員からのご質問のとおり、特別支援教育支援員を令和6年度までは週23時間勤務で雇用しておりましたが、実情として学校との打ち合わせの時間が取れないこともありました。そのため令和7年度から週23時間を週30時間に勤務時間を長くして、人数は46人を任用しています。

結果として、どうだったかと申しますと、各学校現場からは、しっかりと打ち合わせの時間を取ることができているとか、あるいは、リタリコ教育ソフトというものを導入していますが、それらのアセスメントの結果を、教育に基づく児童・生徒の支援方針を共有する時間もしっかりと取れています。

10月に私と学校教育監が各学校からヒアリングをした結果、引き続き、この30時間でお願いしたいというお話がありましたので、令和8年度についても、引き続き週30時間勤務での運用としたいと考えているところです。

小野委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

そのほか、ございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、臨時代理報告第4号について承認します。

議案第3号 令和8年度多賀城市教育基本方針及び重点目標について

教育長

次に、議案第3号「令和8年度多賀城市教育基本方針及び重点目標について」を議題といたします。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。教育部長。

教育部長

議案の23ページをお願いします。「令和8年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について」を別紙とおりましたので、お諮りいただくものです。

別紙ですが、お配りさせていただきました議案第3号関係資料をご用意ください。

上段の太枠で囲まれたところが、多賀城市の教育基本方針です。

これに基づいて、来年度重点的に取り組む目標を設定したものが、中段にあります。令和8年度教育重点目標と書かれたものです。第6次総合計画の枠組みに合わせた形で整理させていただいているものです。上段の教育基本方針につきましては、昨年度と変更はありません。教育基本方針の精神、そして、多賀城市第6次総合計画との連動を図った形で整理した文言となっていますので、ご承知ください。これに基づき、来年度取り組む教育重点目標につきまして順次ご説明します。同じ資料の5ページから9ページにかけて、昨年度策定しましたその重点目標と今度で新たに修正箇所が分かるように可視化したものですので、こちらに基づいて説明させていただきます。

それぞれ担当する所管の課長等からご説明いたします。

生涯学習課長

5つの重点目標のうち、「1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」について説明します。

変更のあった部分だけ説明します。「地域学校共同本部」と「学校運営協議会」の並び順を入れ替えています。その次の「地域と学校と」を「学校と地域と」に順番を変更しています。

1を読みます。

子どもの健全な育成のためには、学校、家庭、地域などの多様な主体がそれぞれの特性・能力を生かしながら、互いを尊重しつつ、対等な立場で協力しあい、ともにその環境づくりに取り組んでいく必要がある。

学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪として、学校と地域との協働をより一層推進することで、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指す。という形に整えました。1番は以上となります。

次長

それでは、「2 学校教育の充実」についての修正箇所を報告します。赤字の部分を読み上げます。

これまでの社会は、明確な課題に対して迅速に正解を判断することが求められ、教育もまた「正解を求める学び」が主流であった。しかし、科学技術の急速な発展

やA Iの高度化により社会の構造は大きく変化し、予測困難で複雑な状況が常態化している。こうした未来社会では、正解が一つとは限らない課題に向き合い、自分と他者が納得できる「納得解」を創り出す力がこれまで以上に求められている。

また、デジタル技術の急速な浸透により、行政、産業、生活のあらゆる場面でD Xが進展していることから、学校教育においてもデジタル時代にふさわしい学びの再構築が不可欠である。令和8年度からは、ゼロトラストネットワークによる安全な学習環境の整備、校務D Xによる教員の働き方改革、持続可能なI C T教育基盤の構築、デジタルシティズンシップ教育の推進、次世代型授業の推進、I C T支援員のさらなる活用など、多角的なI C T施策を総合的に展開し、教育の質と学びの保障を一層高めていく。

学校現場では、これまで培ってきた指導スキルを土台としつつ、一方向的な一斉授業から、主体的・対話的で深い学びへの転換を図ってきた。しかし、依然として従来型の授業形態から十分に脱却できていない場面も見受けられ、新たな学びの理解や実践の浸透には課題も残る。これらを乗り越えるためには、I C Tの効果的活用を含む教育観の刷新と、学校・家庭・地域がともに学びの変革を支える体制づくりが重要である。一方、世代交代に伴い、これまで現場で培われてきた「学級づくり」や「授業の勘所」といった暗黙知の伝承が危ぶまれることから、初任者層を中心に「教科横断的な指導スキル」を共通言語化していく必要も生じている。

市教育委員会は、多賀城市教育振興基本計画を基盤とし、社会の変化に主体的に対応し、未来を創り出す力を備えた子どもたちを育成するため、これらの方向性に基づく施策を着実に推進していく。

(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革

- ア 言葉とその概念を確実に結び付け、思考を言語化する学習の充実
- イ 児童生徒の学びを確かなものにする適時適切なフィードバックの実施
- ウ 子どもの姿をベースに学習活動を最適化する授業改善
- エ 個別最適な支援を行うための「多層的な支援」の実現
- オ 自立の基礎を養う「スタートカリキュラム」の適切な運営と実態に即した改善
- カ 子どもの興味・関心に応じた探究的な学習の充実
- キ 主体的な課題解決を支える学習用端末の日常的な活用の定着
- ク 自らの命、他者の命を守る防災教育の推進
- ケ 地域の特色を生かした多賀城学の推進

(2) 未来を生きる豊かな心の育成

- ア 児童生徒の心理的安全性の確保
- イ 一人に任せず組織で取り組む生徒指導の徹底

ウ 様々な教育のニーズに対応する全職員・全教室における特別支援教育の充実

エ 学校内外の多様な学びの場・居場所の確保と、それらとの連携・協働

オ 福祉部署・福祉関連機関との連携による家庭への啓発、家庭との協働

(3) 健やかな体の育成

ア 健康と安全に関する自己管理能力の育成と基本的な生活習慣の形成

イ 自分に合った運動との出会いの機会創出と適切な運動習慣の確立

ウ 給食センターと学校の連携による食育の推進

(4) 教育環境の保全と運営

ア 学校施設の計画的な整備と日常・定期点検に基づく適切な修繕

イ 学校外の専門機関等との連携による、より良い教育の推進

ウ 教育改革と教職員の働き方改革の一体的な推進

エ 各種支援員との適切な連携体制の確立

オ 地域の多様な主体による部活動の地域展開推進と体制整備

カ 小・中学校通学区域の適正化

(5) ICTを活用した教育の推進

ア ゼロトラストネットワークによる安全な学習環境

イ 校務DXによる教員の働き方改革

ウ 持続可能なICT教育基盤の構築

エ デジタルシティズンシップ教育の推進

オ 次世代型授業の推進

カ STEAM教育の導入による創造力の育成

キ ICT支援員のさらなる活用

2番は以上です。

生涯学習課長

続いて「3生涯学習の促進」です。

社会環境が大きく変化する中であって、賢く、楽しく、生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより、「生活の質」を高めていくことが大切である。そのため、生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の社会教育施設においては、市民が学び、また、それを通じて交流する場としてふさわしい運営を行っていく。と修正した文面になります。

(3) 生涯学習施設の保全と運営において、各公民館、文化センターや図書館で事業を展開していることから、「ウ施設間の連携による効果的・効率的な運営」を追記しました。

続いて「4 市民スポーツ社会の促進」を「4 スポーツ活動の促進」に改め、本文を次の通りに修正します。

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るため、スポーツ活動を促進する。そのため、総合型地域スポーツクラブとの連携・協力により、多様なスポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流をとおし、活気あふれる元気なまちづくりを推進する。

(1) スポーツ機会の充実をスポーツ機会の確保とし、イを全国レベルの競技大会に改め、ウを削除します。

(2) 社会体育の施設等の保全と運営に「ウ学校施設を開放してスポーツ振興を図る学校開放の実施」を追記します。

3、4 番については以上です。

文化財課長

「5 文化財の保存と活用」に関しましては、文化財課が市長部局に移管することになるため、全文削除という形になっています。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。教育部長。

教育部長

先ほど小野委員から文化財課の予算についてご質問がありました。予算はあるのに、こちらは削除されるのかということについて説明いたします。

予算は10 款の教育費で計上しております。それは、そもそも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、文化財行政は教育委員会の所管の事業と謳われていることによります。

一方で、こちらの教育基本方針と教育重点目標、これは、私たち教育委員会の職員が行う事業内容を提示するものですので、文化財に関する事項は省略してあります。

小野委員

よくわかりました。ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますか。小野委員。

小野委員

7 ページ「(5) ICTを活用した教育の推進」を入れていただき、より学校でも取り組むという機運が高まるのではないかと思います。

6 ページ「(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革」の「ア言葉とその概念を確実に結び付け、思考を言語化する学習の充実」について具体的にどんなことを想定していますか。

実際にこれを読んだ、例えば教職員がイメージできるような、より具体的にイメージできるような何かがあるといいなと思いました。

学校教育監

こちらの言葉とその概念を確実に結びつけるということは、言葉を正しく定義付ける、言葉を正しく理解するということは、まずインプットが正しくできるということです。それを踏まえて思考を言語化するというアウトプットをするところの授業の充実を図っていくという内容を、思いを込めてこのような形で書かせていただきました。

学校現場には具体的に説明させていただきながら浸透させたいと思います。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますか。星山委員。

星山委員

7 ページ「(2) 未来を生きる豊かな心の育成」の部分の「エ 学校内外の多様な学びの場・居場所の確保と、それらとの連携・協働」について、それらとはどこを指していますか。

学校教育監

主体は学校という文書になっています。学校内と言いますと別室やほっとルーム、学校外であればケアハウスといったところでの連携・協働していくという意味を込めて、このような形にさせていただきました。

星山委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

学校外と聞いて、とっさにケアハウスを思い付きにくいところがあります。学校外にも様々な子どもたちが居場所として過ごせる場所を多賀城市として作っているところでした。

ほかに、ございますか。小野委員。

小野委員

6 ページ(1)の「ウ子どもの姿をベースに学習活動を最適化する授業改善」について、具体的な改善内容の説明をお願いします。

学校教育監

これまでの授業では、このような流れで進めていき、その学校の指導者側の意図を組みながら進めていくという授業が散見されていることを踏まえまして、子どもの姿、何が分からないのだろうというところをスタートにして、どのような学習を組み立てていくのかに重きをおいた授業改善をしていくことを明記させていただきました。ありがとうございます。

小野委員

具体化していく説明が必要になるのだらうと思います。共有できるような形になるとありがたいと思います。ありがとうございます。

教育長

私も学校現場にいたときに、様々な手立てを考えて、例えば、学力向上にしても、手を打つのですが、その手立てが子どもの実態に応じて教師によって最適化されていくということが非常に重要です。学校現場だと、その手立てが悪いとすぐになってしまいます。手立てはよいのですが、その手立てをきちんと子どもの実態に応じた形で教師が最適化できていない、そういったところが授業の中で見られるので、やはり子どもの姿、子どもの実態をベースに、そこをスタートラインとして様々な取り組みを進めています。

その学習活動自体をきちんと子どもたちの実態に合わせた形にカスタマイズしていくことによって、授業がより充実したものになるのだらうと思います。

例えば、その自由進度学習が流行っていますと、では、私どもで自由進度学習

をやりましょうと言っても、それが可能な子どもたちの育ちがあるかどうかとか、そういったところをきちんと確認しないで、まず自由進度学習始めてしまうような傾向にあります。

では、自由進度学習をしたいというそのような手立てがあるのであれば、まず、そういう子どもたちの環境があって、自由進度学習も初めから子どもに任せるのではなく、例えば前半部分は先生と行い、後半は自分でやってみるとか、そうして少し続く子どもたちの実態に応じてカスタマイズしていかなければならないという、その部分を大事にしたいということです。

小野委員

子どもたちが今何を学ぶのかを明確にした上で、そのために子どもたちの実態とその目標をつなぐさまざまな手立てを最適化していくということですね。ぜひ先生方に伝えていただければありがたいです。

教育長

ほかに、ございますか。高田委員。

高田委員

学校は十分に子どもたちに向き合っているのですが、こういった考え方をいかに家庭に共有できるか、それが社会教育の現場等でも必要だと思います。

とても大切なことを目標に掲げていただいて、一つ一つが本当に大変な取り組みなので、これをいかに学校だけではなく、家庭や地域社会に結びつけるかということが、もう一つの課題ですね。素晴らしいと思います。

小野委員

高田委員さんがおっしゃったのは本当にそうですね。全部でなくてもひとつだけでも家庭にも伝わればよいなと思いました。

星山委員

私も初めて拝見したので、何かの形で家庭へのお知らせがあるといいのでしょうか。そうすると、理解を持ってもらえる保護者が増えるのではないかと思います。

学校教育監

本当に貴重なご意見を頂戴したと思います。学校での取り組みについて、この

ような思いを持って取り組んでいるということについては、家庭だけでなく地域の方にもうまく伝わっていないという実態もあるのではないかと思います。

様々な場面で、このような取り組みをしているという言葉ではなく、具体の様子などを見てもらい、思いを伝えられればと思いますので、各学校で工夫していきたいと思っています。

星山委員

4月の異動で人の配置も変わると思いますので、最初にこの多賀城市の方針をお示しいただければ、それぞれの学校でこれがまず元になるのではないかと思います。ご検討してください。

学校教育監

学校運営委員会の1回目には、それぞれの学校教育の方針等について説明があり、承認を得る場があります。その上位として市の施策等がありますので、そういったことも踏まえながら、このような学校教育方針になっているという説明を追加していただくよう、校長にお話をさせていただきたいと思います。

星山委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますか。小野委員。

小野委員

5ページの一番上の多賀城市教育基本方針の文字上の二重線は、何か意味があったのでしょうか。

次長

二重線は引き間違いです。失礼しました。

小野委員

わかりました。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定します。

議案第4号 令和7年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について

教育長

次に、議案第4号「令和7年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

学校教育監

25ページをお願いいたします。議案第4号「令和7年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について」、別紙のとおり決定するというものです。

令和7年第12回定例会において、ご審議いただきまして、64の個人と団体について表彰することとなり、令和8年2月4日に表彰式を行いました。

表彰式開催後に、4名の追加推薦があり、第1回臨時会でご審議をいただきましたが、さらに今回、記載のとおり3名の追加推薦がございました。この追加申請につきましては、「教育功績者等表彰」の対象としてご審議いただくものです。

議案第4号関係資料と題したA3判横長の資料を御覧願います。

1枚目は、推薦候補者の総括表で、網掛けの名前が今回の追加分です。2枚目は、追加推薦候補者の調書となります。

3枚目の「多賀城市教育委員会表彰規則」及び「多賀城市教育委員会表彰候補者選考基準」に基づき、事務局として審査した結果としては、推薦者の意見の欄に記載のとおり、選考基準第4条第1項第2号に規定する「学校体育においては、県大会優勝、東北大会3位以上又は全国大会5位以上に入賞をした児童生徒又はその団体」に該当するものと整理しております。

追加推薦者の具体の功績については、資料2枚目功績の概要の欄に記載のとおりでございます。

以上で説明を終了いたします。

教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。小野委員。

小野委員

今回、推薦のあった方はどのように投げかけて、このような功績を推薦されたでしょうか。

鈴木主査

こちらの方々は、前回の臨時会で星山委員から表彰に値する功績がある児童生徒を知っていると申し出をいただき、推薦をいただくこととなりました。

小野委員

わかりました。

星山委員

前回も同じことを話したと思いますが、せっかく頑張ったのに、同じチームメイトが表彰されて、自分が私は表彰されなかったという状態はないことが望ましいです。特に教育委員会でも、来年何か工夫をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

事務局からありますか。学校給食センター所長。

学校給食センター所長

2月4日に開催した令和7年度第2回学校給食センター運営審議会の内容につ

いてご報告いたします。

右上に資料3と書いているA4縦の冊子をご用意いたします。

本資料では、議題となった本市学校給食センターにおける主な取組状況について説明します。

表紙の下の目次をご覧ください。本資料の構成は5章立てで、①食物アレルギー対応、②食育アンケート調査、③栄養量の充足率、④残食率、⑤調理工程（動画）となっています。給食センターが抱える課題と改善の方向性を総合的に把握できる構成となっており、本日はこの順番に沿って説明していきます。

1 食物アレルギーについてです。

本市の学校給食におけるアレルギー対応の基本方針を示したページです。医師の診断に基づく完全除去以外では、原則として除去食・代替食は提供せず、必要な場合は家庭から弁当を持参いただく仕組みです。詳細な献立表で情報を共有し、緊急時にも適切な対応ができる体制を整えています。児童生徒の安全を最優先にした運用です。

2 ページをご覧ください。食物アレルギー・食物アレルギー以外の対応している人数です。

令和7年度の給食対応者数（延べ人数）を示しています。食物アレルギーによる対応者数に加え、乳糖不耐症や家庭の希望による牛乳停止など、食物アレルギー以外の理由も一定数あります。全市でアレルギー150名程度、その他147名となっており、特に牛乳停止が多い傾向が見られます。

3 ページをご欄ください。アレルギーの原因食品の割合です。

市と全国のデータを比較し、アレルギー原因食材の傾向を示すグラフです。市では卵、牛乳、ピーナッツが多い一方、全国では卵、木の実類、牛乳が上位となっています。最近健康志向からナッツ類を摂る機会が増え、子どものアレルギー発症が見られるようです。

4 ページをご覧ください。給食に使用していない食材を明記しています。

給食で使用していない食材を明記することで保護者の負担軽減を図る取り組みをしています。そば、ピーナッツ、くるみ、生卵、魚卵など、多くのアレルギー原因食材を献立から除外しています。また月1回の「食育の日」では卵・乳不使用献立として、多くの児童が同じ給食を食べられる工夫を行っています。

5 ページをご覧ください。令和7年度の食育の実態把握のため、小中学生や保護者を対象に実施している3種のアンケート調査の概要です。

朝食の状況、給食の評価、食生活の習慣などを把握し、給食の改善や食育指導に生かしています。このアンケートが食習慣の傾向を把握する上で重要であると考え

ております。

6 ページをご覧ください。朝食を毎日食べている児童生徒の割合を示しています。本市は県・全国に比べ若干低い傾向で、毎年似た傾向が続いています。朝食習慣は学力や生活リズムに影響するため、家庭との連携を強化し改善を図っていく必要があると考えています。

7 ページをご覧ください。「栄養バランスを考えて食べているか」「主食・主菜・副菜そろった食事をしているか」を尋ねた結果です。日常的にバランスを意識している児童は2割前後にとどまり、主食・主菜・副菜がそろった食事が夕食のみが小学校47.2%、中学校で59.9%と半数程度の家庭では、朝食はそろった食事が不足しがちである傾向が読み取れます。食育の必要性が明確になるデータです。

8 ページをご覧ください。「給食は好きですか」「おいしいですか」など、給食自体への評価結果です。過去3年間で最も良い結果となっており、給食への満足度は向上傾向にあります。今年は特に「給食は好き」の回答が多く、取組の成果を示す内容です。

9 ページをご覧ください。給食を残す理由を尋ねています。理由として小中とも「嫌いな食材が入っている」「苦手な食材が入っている」が最多で、次いで「時間が足りない」「量が多い」が続きます。全体として7割前後が何らかに残す傾向があります。残食への対応は給食センターの大きな課題であり、メニュー改善につながるデータです。

10 ページをご覧ください。保護者の試食会の結果で、量・味ともに「ちょうどよい」が多数を占めています。家庭で子どもと給食の話題をする頻度も高く、給食への関心が高いことがうかがえます。

11 ページをご覧ください。小学校給食の栄養価が文部科学省基準を満たしているかを月ごとに示した表です。ほとんどの栄養素が100%前後で推移し、基準を満たす安定した内容です。令和3年度の給食費の改定以降、栄養価の不足項目が減少し、改善しています。

12 ページをご覧ください。中学校給食の栄養価を同様に示したページです。こちらも基準を概ね満たしていますが、小学校に比べ一部変動が大きい項目もあります。成長期の生徒に必要な栄養を確保するため、継続的に献立の工夫や見直しを行っています。

13 ページをご覧ください。小中学校別および月別の残食率を示した表です。17～19%程度で推移しており、学校や月による差も見られます。特に苦手食材が多い献立で残食が増える傾向があり、残食削減は継続的課題となっています。

14 ページをご覧ください。残食の少ない献立、多い献立をまとめたページです。

ポークカレーなど人気メニューは残食が少なく、魚の煮付けなどは残食が多い傾向です。このデータをもとに、苦手食材を食べやすく工夫するなど、献立改善に生かしています。

15ページについては、給食ができるまでの工程を紹介する動画を上映しました。この動画は各学校での食育指導の授業で使っているもので、大量調理の様子や衛生管理の徹底を視覚的に理解できる内容で、給食の安全性や品質管理を知っていただくための教材として活用しています。

以上が学校給食センターの各種取組についての説明となります。

もう一つ、運営審議会で説明させていただいたのは、小学校の給食費の負担軽減についてです。概要を説明いたしますと、国において検討が進められている「小学校の給食費の負担軽減措置」、いわゆる給食費無償化について、現時点の国の概要と本市の対応方針を事前に報告いたしました。

現時点でもなお、国の制度要綱等はまだ確定しておらず、今後変更の可能性があります。

まず国の動向ですが、昨年末に自民党・公明党・日本維新の会の3党によって、給食費の抜本的負担軽減に関する合意が取りまとめられ、国は標準的な給食費として月額5,200円（年額57,200円）を市町村に負担軽減交付金として配分する方針を示しています。

本市の小学校給食費は年間約73,000円であるため、国の示す支援額との差額として約15,000円が不足します。国はこの不足分を保護者から徴収することは引き続き可能であるとしていますが、本市としては保護者負担を求めない方向で調整しています。不足額は「地方創生臨時交付金（物価高騰対策分）」を活用して補填し、令和8年度の給食費実質無償化を実現する考えです。

また、給食を利用していない児童（アレルギーによる弁当持参や長期欠席等）についても、公平性に配慮し、交付金の範囲内で給付対象とする方向で検討を進めています。

今後は、国から制度要綱や算定方法、事務手続き等の詳細が示され次第、速やかに制度設計を行い、関係機関と調整してまいります。といった内容の説明をさせていただきました。

その後、審議会の委員の皆様には中学校の給食を試食していただきました。

以上で学校給食センター運営審議会についての報告を終了いたします。

教育長

この件について、何かございますでしょうか。星山委員。

星山委員

資料10ページの令和7年度試食会アンケート。給食の試食の実施、子どもが多賀城小学校1年生ということで、当小学校の1年生の学年活動で、例年、保護者と一緒に給食の試食会をしています。思ったのですが、前段の予算のところ、小学校給食費398円の中で、国と市からの補填があるかと思えます。このような試食会に保護者が参加する場合には、実費分を支払っているで、よろしいのですよね。

学校給食センター所長

小学校の給食費の中には国の交付金が含まれています。398円に含まれている形となります。

星山委員

実費分を支払えば問題ないということですね。

学校給食センター所長

そのとおりです。

星山委員

ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

8ページのアンケートを見ると、給食を評価する項目が過去3年間でもっと良い結果だったということは、センターの方で色々工夫していただいているからだと思います。ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。大井委員。

大井委員

給食センターの方とは少し違うのですが、食物アレルギーを持つ児童生徒がい

ますが、エピペン（アドレナリン自己注射薬）をきちんと持参している人数を把握できているのでしょうか。

学校給食センター所長

まず医師の診断を受けて、エピペンが必要かどうか、医師の診断書に記載され、各学校、担任が把握しています。

大井委員

状態が怪しい時は、遅滞なく言っていただくのが一番です。皆さん、おそらくモックアップがあるはずですから、注射の練習していただくと、いざと言うと打てないと困ります。高校生からになってくると、すぐに打ちますが、小学生は周りを気にして接種ができなかったり、先生が打ちなさいと言うこともありますが、未熟ゆえのことだと思います。

教育長

学校でも教員が注射の練習をしています。

小野委員

なんともない人がエピペンを注射しても大丈夫なのですか。

大井委員

そうですね、ちょっと血圧が下がる場合があります。

小野委員

そうですね。ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。大井委員。

大井委員

数日前ですが、塩釜医師会からメールがきたのですが、多賀城市内の中学校で体育の授業でブラインドサッカーを行った際、生徒同士が衝突して、一人が脳震盪を起こして病院に搬送されたと伺いました。安全対策を確認したいと思いました。その方針で、安全対策がどうなっているか確認したいと思いました。

教育長

早急に確認いたします。

大井委員

よろしく申し上げます。

教育長

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和8年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後7時35分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和8年3月18日

多賀城市教育委員会

教育長

委員

委 員